

EU 国際私法はどこへ向かうのか?

—ローマⅡ規則を手がかりとして

佐野 寛
さきのひろし

岡山大学大学院社会文化科学研究科教授

- I はじめに
- II ローマⅡ規則の制定過程
- III ローマⅡ規則の主要規定
- IV ローマⅡ規則の評価
- V おわりに

I はじめに

現在、欧州連合（EU）では、EU 国際私法の形成が急速に進められている。2007年7月には、不法行為、不当利得などから生じる契約外債務の準拠法について、「契約外債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則」⁽¹⁾、いわゆるローマⅡ規則が採択され、同規則は2009年1月11日からデンマークを除くEU諸国において適用されている（以下、この規則をローマⅡ規則と呼ぶ）。また、2008年6月17日には、「契約債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則」⁽²⁾、いわゆるローマⅠ規則が制定された（以下、ローマⅠ規則と呼ぶ）。この規則は、欧州諸国間ですでに締結されていた1980年の「契約債務の準拠法に関する条約」、いわゆるローマ条約を改定し、EU規則としてEU法の枠組みに組み入れたものである（ローマⅠ規則24条参照）。さらに、2010年12月20日には、「離婚及び法定別居の準拠法の分野における緊密な協力を実施するための理事会規則」⁽³⁾が採択され、家族法の分野についても統一的な抵触規定が作成された⁽⁴⁾。同規則は、先の2つの規則に倣って、ローマⅢ規則と呼ばれている。さらに、ごく最近に至り、相続に関しても、「相続問題に関する裁判管轄、準拠法、判決の承認及び執行並びに公証文書の承認及び執行及び欧州相続証明書の創設に関する欧州議会及び理事会規則」⁽⁵⁾が成立し、EU 国際私法形成の動

きは加速しているといつてよい⁽⁶⁾。

ところで、わが国の国際私法は、立法においても、またその具体的な解釈および理論的な研究においても、伝統的にヨーロッパ諸国の国際私法から大きな影響を受けてきた。その意味で、EU 国際私法が果たしてどのような方向に向かおうとしているのかは、わが国の国際私法の未来を考えるうえでも、重要な意味をもつものと考えられる。もっとも、EU 国際私法が全体としてどのような方向に向かいつつあるかを論じるためには、異なる分野を対象とする EU 規則間の比較検討やブリュッセル I 規則を始めとする裁判管轄ルールの考察、相互承認原則や本源国法主義などの EU 条約上の諸原則との関係などを総合的に検討する必要があると思われる。しかし、これらの検討は現在の筆者の知識および能力を超えるものがある。そこで、本稿では、前述のローマ II 規則を通して、現在の EU 国際私法の一面を考察し、EU 国際私法が進みつつある将来についての手がかりを見出すことにしたい。

さて、2007 年に採択されたローマ II 規則は、不法行為、不当利得などから生じる契約外債務の準拠法に関して EU 構成国の国際私法を統一するものであり、EU にとって、それまでのブリュッセル規則による国際裁判管轄および外国判決の承認・執行に関するルールの統一から法選択規則の統一へと新たな一歩を踏み出したものとして大きな意義を有するものといえる⁽⁷⁾。後述するように、個々の規定の評価については種々意見が分かれるものの、ヨーロッパの大多数の学者がローマ II 規則を積極的に評価していることは、この意味で、理由のないことではない。

もっとも、ローマ II 規則の制定過程を見ると、この規則は順調に立法手続が進んだかといえば、必ずしもそうではなく、むしろ紆余曲折の結果、最終的に欧州委員会と欧州議会が妥協に至ったものであり、その成立には予想以上に手間取ったように思われる。また、人格権侵害や交通事故に関する抵触規定など、最後まで決着がつかず、結局ペンディングの状態に置かれた事項も少なくない。このように、ローマ II 規則がその成立に手間取った背景としては、欧州議会の審議において、欧州委員会の提案に対して、準拠法選択の基本的なアプローチを異にする、かなり大幅な修正提案が行われたため、いわゆる EU の共同決定

手続において慎重な審議がなされた結果、規則成立までに相当の日時を要したことが挙げられる。

そこで、本稿では、まず第1に、ローマII規則の立法過程を辿り、同規則がどのような議論を経て制定されたのかを検討することによって、ローマII規則の基礎にある準拠法選択の基本的な考え方を探ることにしたい。次に、ローマII規則の主要規定、とくに不法行為の準拠法決定に関する規定を概観し、わが国の「法の適用に関する通則法」（以下では、通則法と呼ぶ）の規定とも対比しつつ、ローマII規則の不法行為抵触規定の特色を明らかにしたい。もっとも、ローマII規則の不法行為抵触規定は、原則規定（4条）の他に、個別的な不法行為に関する規定（5条～9条）、当事者による法選択（14条）、共通規定（15条～22条）、その他通則規定（23条～28条）から成っており、その全体について検討する余裕はないので、本稿では、不法行為に関する原則規定と、個別的な不法行為に関する特別規定として製造物責任規定（5条）、そして当事者による法選択の規定のみを取り上げることとする。

以上の分析を踏まえ、最後に、ローマII規則に対するヨーロッパおよびアメリカの幾人かの論者の評価を取り上げ、今日の国際私法理論におけるローマII規則の位置を確認した上で、EU国際私法がどのような方向を目指しているのかについて、若干の検討を行うことにしたい。

II ローマII規則の制定過程

ローマII規則は、2003年7月に欧州委員会から提案がなされ、その後の欧州議会と委員会との活発な議論の応酬を経て、2007年7月に成案をみるに至った。実質4年の議論を経ているが、後述するように、欧州委員会の提案とそれに対する欧州議会の対案とには、国際私法の基本理念にかかわる対立があり、その応酬は、EU法の将来を占ううえでも一瞥しておく価値があるものと思われる⁽⁸⁾。なお、規則制定過程の議論を理解する参考として、ローマII規則が制定されるまでの主要な規定の変遷を図1にまとめ、本稿末尾に掲載した。

(1) 欧州委員会提案 (2003年7月22日)

EUの前身である欧州共同体(EC)において、契約外債務に関する統一国際私法の構想自体が発案されたのは、1960年代にまで遡る。1967年、当時の欧州経済共同体(EEC)委員会に対して、ベネルクス諸国の代表から民事および商事についての抵触法の統一に関する提案がなされ、統一法作成の検討が開始された。しかし、その後、法統一作業は、イギリス、アイルランド、デンマーク3国のEC加入に関連して、構成国間の合意が成立する可能性が高い契約債務に集中することとされ⁽⁹⁾、契約外債務については事実上作業が中止されることになった。この作業が再開されたのは、EUが発足し、共同体の権限が大幅に拡充されたことによる。とくに、1999年のアムステルダム条約によって民事司法協力の分野が共同体の権限に移されたことで、ローマII規則の作成作業が急ピッチで進められることになった。2002年5月には、ローマII規則準備案が欧州委員会から公表され、Web上で広く意見照会が行われた⁽¹⁰⁾。また、2003年1月にはブリュッセルで公聴会が開催され、これら一連のヒアリング手続を経て作成されたのが、2003年7月22日の委員会提案である(以下、委員会提案と呼ぶ)⁽¹¹⁾。

不法行為準拠法に関する委員会提案の基本的な立場は、次のように整理することができる。第1に、不法行為の原則的な準拠法としては、不法行為地法主義を採用した上で、原則として、損害発生地法⁽¹²⁾によるとしている(3条1項)。この点、ヨーロッパ諸国の国際私法では、不法行為地について、行動地と結果発生地のいずれもが不法行為地に含まれるとする遍在理論(Übiquitätstheorie)や、被害者の実質的な保護を重視し、被害者に有利な法を適用する有利性の原則(Günstigkeitsprinzip)あるいは被害者に準拠法の選択権を認める立場など実質的に被害者を優遇する立法例が有力である⁽¹³⁾。しかし、ローマII規則では、「実質的に被害者を優遇する原則の採用は、準拠法の決定に関する被害者の合理的な期待を超えており、法的不安定性を規則の中に再び持ち込むことになる」⁽¹⁴⁾との考え方から、被害者側を一方的に優先する規定は、一貫して認められていない。その一方で、損害発生地法の適用については、行為者側の予測可能性に関する規定を置いていない。委員会提案理由書によれば、このよう

に損害発生地と準拠法との客観的な結びつきを重視する考えは、行為に対する制裁機能よりも、損害に対する補償機能を重視する現代の民事責任に関する基本思想を反映したものとされる⁽¹⁵⁾。

第2に、損害発生地が事案との密接関連性を欠く場合のため、2つの例外規定が設けられている。1つは、被害者と加害者の共通常居所地法の適用である(3条2項)。当事者に共通する法の適用は、ヨーロッパ諸国の国際私法立法においてもすでに採用されているものであり⁽¹⁶⁾、委員会提案もほぼそれに従ったものといえる。また、もう1つは、「明らかにより密接な関係 (manifestly closer connection)」の例外則である(3条3項)。すなわち、「事件のすべての事情から、その契約外債務が別の国と明らかにより密接な関係にあることが明らかかな場合には、その別の国の法が適用される」。このような例外則が置かれた背景としては、委員会提案の作成過程において、EUからの財政的な支援を得た「ヨーロッパ国際私法グループ (European Group for Private International Law; GEDIP)」によって、契約外債務の準拠法を「最密接関係地法」とした上で、一連の「最密接関係地」の推定規定を列挙するという立法提案がなされていたことが挙げられる⁽¹⁷⁾。この立法案は、契約準拠法に関するローマ条約の規定と歩調を合わせたものである。しかし、結局、そのような規定の構成は準拠法の予測可能性の点で問題があるとされ、委員会提案では、不法行為準拠法の例外規定として「最密接関係地法」の適用を認めるという構成が取られている。また、いわゆる契約準拠法への附従的連結 (akzessorische Anknüpfung) は、独立の例外規定としてではなく、「明らかにより密接な関係」の例示として規定されている。

第3に、委員会提案は、いくつかの個別の不法行為について、特則規定を設けている。具体的には、製造物責任(4条)、不正競争(5条)、プライバシーおよび人格権侵害(6条)、環境侵害(7条)、そして知的財産権侵害(8条)である。これらの不法行為については、3条の原則規定によることが適当でないとの理由から特則が設けられたものである⁽¹⁸⁾。

最後に、委員会提案は、契約外債務の準拠法決定に関して、当事者による法選択を導入した(10条)。不法行為について当事者に準拠法の選択を許すとい

う立場はすでにドイツやスイスの国際私法においても認められており、委員会提案はそれらの立場を踏襲したものと見える⁽¹⁹⁾。選択可能な法の範囲についてとくに制約はないが、当事者の一方が交渉力の弱い経済的弱者である場合を考慮して、事前の法選択は認めず、事後的な法選択に限定している。

以上のように、委員会提案における不法行為の抵触規定を見ると、これまでのヨーロッパ諸国の国際私法を変革する革新的な立法というよりも、全般的に、ヨーロッパ大陸法諸国、とりわけドイツ法系諸国の国際私法規定を基礎とし、全体として、準拠法の予測可能性と法的安定性を重視した立法案になっているように思われる。

(2) 欧州議会案 (2005年7月6日)

委員会提案は、その後、EUの共同決定手続きに基づき欧州議会の審議に付されることになった。欧州議会の第1読会では、委員会提案に対して大幅な修正提案がなされた(以下、欧州議会の修正案を議会案と呼ぶ)⁽²⁰⁾。議会案の取りまとめの中心となったのは、英国選出のDiana Wallisであった。彼女は、大陸法諸国の国際私法の伝統に縛られることなく、議会における議論を精力的にリードした⁽²¹⁾。彼女によってまとめられた議会案は、概ね次のようなものであった。

第1に、不法行為の準拠法を損害発生地法とする原則規定は維持されたが(4条1項)、例外規定が「明らかにより密接な関係」がある場合に一本化され、考慮されるべき事由が具体的に列挙された(3項)。当事者の共通常居所も、独立した例外規定とはされず、契約関係などの存在(同項b号)と同様に、考慮事由の1つに位置づけられ、いわば格下げとなっている(a号)。また、考慮事由の中には、法的安定性、予見可能性といった要素(c号)、正当な期待の保護(d号)に加えて、準拠法となる可能性のある実質法の基礎にある政策およびその適用結果(e号)も挙げられている。これらの考慮事由の列挙は、同様なアプローチをとるアメリカの抵触法第2リステイトメント6条⁽²²⁾を彷彿とさせるものがあり、「多数の事件の複雑さに対しては、契約外債務の類型ごとのリジッドな規定よりも柔軟なレジームの方が適切である」⁽²³⁾とのWallis

の考えを反映している。

第2に、議会案は原則規定の中で柔軟に例外を認めるとの立場に立つため、委員会提案では個別規定が置かれていた、製造物責任、不正競争および環境侵害に関する特則がいずれも削除されている。これらの個別的な不法行為類型については、例外規定を含む原則規定によって十分に対応が可能と考えられたからである。この点については、委員会提案に対する前述の意見表明で、イギリス議会が個別の不法行為について特則を設ける積極的な理由は見いだせないとの意見を表明しており、議会案はそうしたコモンロウ諸国の立場を考慮したものと考えられる。

第3に、議会案では、明文で争点の分割、いわゆる *dépeçage* が認められている。すなわち、4条4項は、「準拠法の問題の解決に当たって、受訴裁判所は、必要があれば、各争点をそれぞれ別個に分析する」と規定しており、これは *dépeçage* を認めるものとされている⁽²⁴⁾。また、3項の考慮事由における共通常居所地法についても、とくに損害の分配および責任能力の争点についての適用が考えられており、争点ごとの法適用を明文化しているといえる。

第4の特色は、議会案では、委員会提案以上に、当事者による準拠法選択を重視していることである。議会案では、当事者による法選択の規定が抵触規定の冒頭に移された(3条)。これは、規定の配置の点でも、当事者の法選択が第1順位であることを明らかにしたものと見える。また、実質的な修正点としては、当事者が「平等な交渉力をもつ事業者」であり、対等な取引関係にある場合には、事前の合意による法選択を許容したことである。この点については、その後、委員会の修正案においても受け容れられることになった。

以上のような議会案の内容を見ると、①例外規定とはいえ、「明らかにより密接な関係」を判断する際の考慮事由として、伝統的なヨーロッパの国際私法では認められてこなかった「実質法の基礎にある政策やその適用結果」を含むとしていること、②特則規定の削除に見られるように、例外規定による柔軟な準拠法の決定が重視され、裁判所に対して広い裁量権を認めていること、③ *dépeçage* を明文で認め、争点ごとの準拠法決定を一般的に許容していることなど、委員会提案とは、その基礎とする国際私法の基本的な考え方そのものが異

なるものであった⁽²⁵⁾。

(3) 欧州委員会修正案 (2006年2月21日)

欧州委員会は、欧州議会の修正提案を受け、また欧州議会の審議と並行して進められていた欧州理事会の審議状況を考慮して、2006年2月、原提案の修正案を公表した(以下では、委員会修正案と呼ぶ)⁽²⁶⁾。

欧州議会案は、委員会提案に対して54個所にわたる修正意見を提案していた。しかし、委員会は、この内、16項目については修正を受け容れたものの、20項目についてはこれを全面的に拒否した。とくに、原則規定における例外規定のあり方については、議会案の考え方は「規則案の精神を実質的に変更するものである」として、受け容れを拒否した。委員会が拒否の理由とするところは、たとえ例外的に適用されるとはいえ、議会案の文言は「規則によって追求される予見可能性の目標に反するメッセージを送る危険がある」⁽²⁷⁾というものであった。

また、議会案が、個別不法行為に関する特則規定を削除したことに対しても、「原則規定の適用では合理的な安定性をもって準拠法を予見することはできなくなる」⁽²⁸⁾として、やはり議会案の受け容れを拒否している。さらに、議会案の前文では、「法的安定性の要請は、個々の事件における正義の実現という優先的な要請には常に服さなければならず、したがって裁判所は裁量権を行使することが許されなければならない」として、裁判所の裁量を重視する文言が挿入されていたが、これも委員会の修正案では削除されている⁽²⁹⁾。

他方で、修正意見が容れられたものとしては、「当事者による法選択」の規定の配置および当事者が商業活動を行っている場合について、事前の合意を認めたことである。

結局、委員会は、一部の修正は受け容れたものの、議会案の基本的なアプローチにかかわる提案に対しては、ほぼ全面的に拒否したといつてよいと思われる⁽³⁰⁾。

(4) 欧州理事会共通の立場 (2006年9月25日)

このような欧州委員会および欧州議会の動きに対して、欧州理事会でも並行して審議が続けられ、2006年9月に共通の立場 (Common Position)⁽³¹⁾が議決された。

その内容は、概ね委員会提案を支持するものといえる。すなわち、不法行為準拠法の決定については、基本的に委員会提案の原則規定を支持し、例外規定についても、議会案のように、特定の要素を列挙する必要はないとしている。また、準拠法の予見可能性の考慮から、個別的な不法行為に関する特別規定の削除に反対し、むしろ、製造物責任、不正競争については、委員会提案に比べて、より詳細な規定となっている。また、事前の法選択については、議会案を受け容れ、商業活動を行う当事者についてこれを認めることとした。

このように、欧州理事会も、基本的に委員会提案を支持し⁽³²⁾、柔軟な法選択のアプローチをとる議会案を拒否したことになる。

(5) 調停委員会共同案 (2007年6月22日)

しかし、欧州議会は、理事会の「共通の立場」を直ちには受け容れず、さらなる修正案を提案した。議会側がとくに問題としたのは、交通事故とプライバシー侵害に関する議会案の規定が理事会に受け容れられなかったことであった。欧州議会の第2読会で採択された決議では、前文に、「競争を歪めないという要請および法的安定性の要件は、個別事件における正義の要請によって調整される必要がある」との文言を加えることを要求し、裁判所の裁量権を保証することを引き続き求めていた。

これに対して、理事会が議会の修正提案を全会一致で不承認としたため、EC条約251条3項に従い議会と理事会との調停委員会が招集され、最終的に共同案が合意された。結局、議会側が最後まで強く主張した道路交通事故、プライバシーおよび人格権侵害については、点検条項(30条)によって、委員会がさらに調査・研究を行い、報告書を提出することになったが、準拠法決定の柔軟化に関する議会側の主張は、基本的に委員会および理事会の支持を得ることはできなかったといつてよい⁽³³⁾。

(6) 小括

以上に概観したローマⅡ規則の制定経過からは、以下の点を確認することができる。

第1に、ヨーロッパにおける伝統的な国際私法理論を基礎とした欧州委員会の提案に対して、欧州議会の修正提案は、個別的で詳細な準拠法選択ルールではなく、一般的な例外規定によって、当事者の期待や「実質法の基礎にある政策およびその適用結果」をも含む広範な事情を総合的に考慮することを裁判所に認める点で、準拠法の決定について裁判所に広い裁量を許す英米の国際私法アプローチ（アメリカの第2リステイメント、イギリスの1995年国際私法12条）と親近性をもつものといえる。その意味で、議会議案は、ヨーロッパ諸国の国際私法に重大な変革を迫るものであった。しかし、先に見たように、結局、議会議案はその主要な点で採用されることはなかった。このことは、EUが、これまで多数の構成国で採用されてきた伝統的な国際私法の立場を維持し、その国際私法理論の枠内でEU国際私法の発展を図るという道をとることを示したものと考えられる。この点は、不法行為の準拠法決定について、争点ごとの準拠法の決定を否定したことにも現れているといえよう。

第2に、議会議案に対する委員会および理事会の議論において、準拠法の予測可能性および法的安定性がとくに重視されたことが注目される。この点は、ローマⅡ規則が、EUにおける統一的な国際私法規則として、法廷地の如何にかかわらず適用され、同様の解決をもたらすことが重視されたことによるものと考えられる。

さらに、第3の点として、国際私法の問題が政治問題となったことである。今回のローマⅡ規則の制定は、欧州議会が、共同決定手続きに基づいて、国際私法の問題に初めて立法権限を行使できる機会であった。議会側がかなり強く規則案の修正を迫ったのも、そうした背景を無視できないと思われる。この点に関連して、Wallisは、「政治家は『技術的な』法に干渉すべきできないと論じる向きもあろうが、法が十分かつ開かれた討議による政治的な過程に基づかないとすれば、それは決してわれわれ市民にとって受け容れられることはないであろう」⁽³⁴⁾と述べている。国際私法の問題がいわば政治に振り回されたという側

面もないではないが、EUでは、国際私法の問題も政治的な問題になりうることは注意が必要であろう。

Ⅲ ローマⅡ規則の主要規定

次に、不法行為に関するローマⅡ規則の主要規定について、その特徴的な点を中心に検討を加えることにしたい。

(1) 原則規定(4条)

① 損害発生地法主義(1項)

ローマⅡ規則は、不法行為の原則的な準拠法を損害発生地国(the country in which the damage occurs)法としている。先に述べたように、不法行為地法主義を採用するヨーロッパ諸国の国際私法においても、隔地的不法行為の場合の不法行為地の決定については必ずしも一致がみられなかった。ローマⅡ規則は、主として、準拠法の明確性と不法行為事件における紛争当事者間の利益の均衡を重視して、一部のヨーロッパ諸国で採用されている遍在理論や有利性原則を排し、より単純な「損害発生地法主義」を採用したものと見える。損害発生地法主義に対しては、行為者側の準拠法に関する予測可能性への配慮が問題となるが、ローマⅡ規則には、そのような規定は存在していない。この点は、結果発生地における結果の発生が通常予見できないものであったときは加害行為地法を適用するわが国の通則法(17条ただし書)とは異なる規律である。もっとも、行為者の行為の評価については、原因事実発生地(the place of the event giving rise to the liability)の安全法規および行動規範が考慮される旨の規定が17条に置かれており、行為者側の事情は同規定によって実質的に考慮することが可能である⁽³⁵⁾。また、「損害」の概念について、ローマⅡ規則は、直接的な損害から派生する間接的損害の発生地を明文で除外している。この点については、上述のように、ローマⅡ規則では結果発生地の予見可能性が問題とされていないため、とくに派生的な損害を除外する必要があるとともに、法統一の観点から、結果発生地について異なる解釈の余地を無くそうとしたものと考えられる。

② 共通常居所地法の優先適用 (2項)

一方、損害発生地法の適用が具体的妥当性を欠く場合を考慮して、ローマII規則は、2種類の例外規定を用意している。1つは、加害者および被害者の共通常居所地法の優先的な適用である。この規定の根拠については、EU構成国の多くの国際私法で同様の規定が採用されていること、また、当事者が彼らに共通する法の適用を期待することには合理的な理由があると考えられることが挙げられる。もっとも、共通常居所地法が原則規定に常に優先して適用されるとする点については、EU内にも批判がある⁽³⁶⁾。この点、わが国の通則法では、共通常居所地は、「明らかにより密接な関係がある地」の例示の1つと位置づけられており(20条)、ローマII規則に比べて慎重な立場がとられている⁽³⁷⁾。

③ 例外規定 (3項)

もう1つの例外規定は、不法行為が損害発生地(1項)および共通常居所地(2項)以外の国と「明らかにより密接な関係がある(manifestly closer connection)」場合の例外である。先に見たように、欧州議会案では、複数の考慮事由を列挙し、具体的な密接関係性の判断を裁判所に委ねることとしていた。しかし、ローマII規則は、そうした立場を否定し、あくまでも例外規定の適用は例外的でなければならないとしている⁽³⁸⁾。

問題は、どのような場合に「より密接な関係」が認められるかであるが、4条3項には、当事者間にすでに関係がある場合(a pre-existing relationship)が例示されているだけである。したがって、例外規定の解釈についても見解の相違がみられるが、次のような立場が有力である。

第1に、密接関係性の判断において考慮される要素は、客観的な要素に限定され、たとえば、当事者の期待や実質法上の政策およびその適用結果などは対象とされない。これは、先に見た立法経緯にもあったように、議会案が否認されたこと、また欧州委員会の修正案5条3項で考慮事由として規定されていた「当事者の期待」も規則4条3項では削除されていることから明らかであるとされる⁽³⁹⁾。また、「事件にかかわるすべての事情(all the circumstances of the case)」から判断すると規定されているが、あくまでも密接関係性を判断するための事情であるから、「別の国の法によった方が実質的に妥当な結果が得られ

る」といった事情は含まれないと解されている⁽⁴⁰⁾。

第2に、争点ごとの密接関係性の判断、すなわち争点の分割は認められないとするのが多数の立場である⁽⁴¹⁾。この点についても議会案が否認されたことは先に見たところである。条文上も、具体的な争点との関係ではなく、「不法行為」との密接関係性と規定されており、この点は明らかであるとされる。

第3に、2項の共通常居所地法に代えて1項の損害発生地法を適用することができるか否かが問題となる。条文では「第1項又は第2項に定められた国とは別の国」とされているが、3項は「一般的な例外規定」であるとの趣旨から、損害発生地と「明らかにより密接な関係」があるときは、当事者の共通常居所地法ではなく、損害発生地法を適用できるとの解釈が有力である⁽⁴²⁾。

第4に、「当事者間にすでに関係がある場合」の例としては、契約関係のみが明示されている。しかし、委員会案の理由書によれば、未成立に終わった契約関係や家族関係なども対象になりうるとされており⁽⁴³⁾、契約関係に限定されないと解されている⁽⁴⁴⁾。

以上のような例外規定の解釈は、同様な内容をもつ通則法20条の解釈においても参考にできる点が少なくないと思われる。

(2) 特則規定：製造物責任（5条）

ローマⅡ規則は個別的不法行為に関して特則規定を定めているが、その中でも特異の規定といえるのは製造物責任に関する5条である⁽⁴⁵⁾。前述したように、議会案では、製造物責任に関する特則規定を削除する修正案が提案されたが、最終的に、EU理事会が修正案を拒絶し、委員会案を独自に修正してなったのが現行規定である。理事会は、「製造物責任の場合に原則規定を適用することは合理的な安定性をもって準拠法を予測することができないであろう」と説明している⁽⁴⁶⁾。ローマⅡ規則5条は、次のような独自の段階的連結の方法を採用している。

① 段階的連結（cascade system）

ローマⅡ規則5条1項によれば、製造物責任の準拠法は、原則として、次の順序で決定される。すなわち、第1に、被害者の常居所地国で製造物が市販さ

れていたときは、被害者の常居所地法による。これに該当しないときは、第2に、製造物の取得地で製造物が市販されていたときは、取得地国法が適用される。これにも当てはまらない場合、第3に、損害発生地国で製造物が市販されていたときは、損害発生地国法が準拠法となる。このように、3つの連結点を段階的に連結するという方法は、フランス、オランダなど一部のEU構成国が加盟する1973年の「生産物責任の準拠法に関するハーグ条約」の準拠法決定方法を参照したものと思われるが、実質的な内容にはかなりの相違がある⁽⁴⁷⁾。また、この規定が、いわゆる「市場地法」の適用を意図したものであるか否かは必ずしも明らかではない。しかし、すべての連結が「製造物の市販要件」と組み合わせられていることから、わが国の通則法18条と同様に、製造物責任と市場流通との密接な関係を重視したものと考えられる⁽⁴⁸⁾。

② 製造物の市販 (marketing) 要件

問題となるのは、「製造物の市販」要件である。第1に、ここでいう「製造物 (the product)」とは被害者に損害を与えた当該製造物なのか、あるいは、同一の製造者の同品質の製造物、さらには他の製造者の同種の製造物までも含むのが問題となる。この点については、1項第2文の予見可能性条項では、「製造物もしくは同種の製造物 (the product, or a product of the same type)」とされていることから、文言に忠実に、1項各号の「製造物」には同種の製造物は含まれないとする見解がある⁽⁴⁹⁾。しかし、市販要件の対象が損害を惹起した製造物であると解すると、居住地以外で製造物を購入した場合には、たとえ同一製造者の類似製品が被害者の常居所地で販売されていても、被害者の常居所地法は適用されないことになる。そのため、性能や品質が同一の製造物であればよいとする見解や同種の製造物で足りるとする見解が多数である⁽⁵⁰⁾。第2に、「市販」の意味については、条文上はとくに定義はない。商業的チャンネルを通じて提供される場合には、リースや無料のサンプルの提供なども「市販」に含まれるとの解釈が有力であるが、単なる製品の宣伝などもこれに含まれるか否かについては見解が分かれている⁽⁵¹⁾。第3に、いずれの連結点も市販要件を満たさなかった場合、どのように準拠法を決定するかである。この場合には、結局、4条の原則般規定による見解⁽⁵²⁾もあるが、5条1項c号で市販

要件を満たさないために適用されなかった「損害発生地国法」が、4条1項を理由に再び適用されることになるのは矛盾であるとして、5条1項第2文の類推適用により責任を負う者の常居所地法によるとする解釈がむしろ有力である⁽⁵³⁾。

③ 予見可能性条項（市販の予見可能性）

次に、5条では、責任を追及される製造者の側に予見可能性の抗弁が認められている（1項第2文）。原則規定について述べたように、ローマII規則では、予見可能性の抗弁を基本的に廃止しているため、製造物責任に関するこの条項は、ローマII規則の中でも特異なものである。

予見可能性の対象は、1項各号で準拠法となる国における「当該製造物もしくは同種の製造物が市販されている」ことである。それぞれの国における製造物の市販を合理的に予見できなかったことを製造者側が証明したときは、その常居所地法が適用される。第2文の文言が不明確なため、1項各号の段階的連結と予見可能性条項の適用関係は必ずしも明らかではない。すなわち、被害者の常居所地国（a号）で製造物が市販されていたことについて製造者側が合理的に予見できなかったことを証明した場合、直ちに製造者の常居所地法（第2文）が適用されるのか、あるいは次順位の取得地法（b号）の適用が問題となるのかについては見解が分かれている⁽⁵⁴⁾。後者の見解によれば、被告の常居所地法が適用されるのは、結局、1項各号のいずれの国での市販も製造者側が予見できなかった場合に限られることになろう。

このような予見可能性条項に対しては、市販要件に加えて、被告が市販の予見可能性まで争うことができるとするのは被告側に不当に寛大であるとの批判もある⁽⁵⁵⁾。しかし、現在の国際的な商品流通の現状からすると、予見可能性が否定されるケースは例外的な場合に限られるであろうというのが大方の見方である⁽⁵⁶⁾。

④ 4条2項の優先適用（5条1項）、例外規定（5条2項）

さらに、5条1項は、製造物責任についても、4条2項の共通常居所地法が優先的に適用される旨規定している。また、4条3項の「明らかにより密接な関係」の例外規定と同趣旨の規定が5条2項に定められており、製造物責任に

ついても、当事者間に契約関係がある場合には、契約準拠法への附従的連結が認められている。

以上のようなローマⅡ規則の製造物責任規定は、被害者保護を重視して、被害者に準拠法の選択権を認めるスイスやイタリア等の立法とは異なり⁽⁵⁷⁾、準拠法選択について加害者および被害者に対して中立的な立場に立つものといえる。この点は、先に見たように、欧州委員会が、被害者に実質的に有利な法選択を「被害者の合理的な期待を超えるもの」としていたことと軌を一にしている。また、この規定の特色は、製造物が市販された地を重視していることである。この点は、市場地法を基礎とする通則法18条と通じるところがあるが、ローマⅡ規則の規定は、通則法18条に比べても手が込んだ複雑な規定になっており、全体として、準拠法の見通しがつきにくい規定のように思われる。

(3) 当事者による法選択 (14条)

ローマⅡ規則は、不法行為準拠法の決定に関して、当事者による準拠法を選択を認めている (14条)。

① 事後選択と事前の合意 (1項)

ヨーロッパ各国の国際私法がすでに不法行為について当事者による法選択を認めていることから、ローマⅡ規則も契約外債務の準拠法について当事者自治を導入したものである。委員会提案では、消費者のような経済的弱者を保護するという考慮から、紛争発生後の準拠法選択のみを許していたが、議会案にあったように、当事者が商業活動を行う事業者である場合についてはそうした配慮は必要がないという理由から、事業者間の契約外債務については、事前の法選択も可能とされている。ただし、不正競争および知的財産権の侵害に関しては、これらの不法行為が公益性との関係が深いことから、14条の適用対象から除外されている (6条4項, 8条3項)。

② 準拠法を選択

当事者による準拠法を選択は、明示または「事件の諸事情から合理的な確実性をもって表明」されなければならない。これは、契約債務に関するローマ条約3条に対応したものであり、明示的な選択以外に、黙示的な準拠法の指定も

許容するが、仮定的・推定的な準拠法の選択は排除する趣旨と解されている⁽⁵⁸⁾。また、当事者が不法行為の準拠法を争点ごとに分割して選択することができるか否かについては見解が分かれている。争点の分割を一般的に容認していた議会案とは異なり、ローマⅡ規則では、そのような議会案の考え方が否認されていることから、分割指定は許されないとする見解⁽⁵⁹⁾がある一方で、契約債務についてローマⅠ規則が分割指定を許容していることから、これをローマ規則体制の原則とみて契約外債務についても分割指定が認められるとする見解も有力に主張されている⁽⁶⁰⁾。

③ 実質的国内事件、EU 域内事件の場合（2項、3項）

当事者による準拠法の選択に当たって、選択の対象となる法については特別な制限は設けられていない。しかし、事案が実質的にある国の国内事件である場合（14条2項）およびEU域内事件（同3項）である場合については、その国およびEUの強行規定が回避されないために、当事者による法選択はそれらの強行規定の適用を排除することができないとされている。

(4) 小 括

以上、不法行為準拠法に関するローマⅡ規則の主要な規定をみてきたが、近時のヨーロッパ諸国の国際私法規定と対比して、次のような特色を指摘することができる。

第1に、原則規定において行為者側の予測可能性を問題とせず、密接関係性の例外規定も抑制的な適用を前提としていることなどにみられるように、ローマⅡ規則の規定は、全体として、事件ごとの個別的な妥当性よりも、準拠法の予測可能性と法的安定性を重視したものと見える。また、第2の特色として、製造物責任規定などにおいても、加害者と被害者のいずれかに偏することなく、当事者に対して中立的な法選択規定を採用し、両者の利益バランスを重視している点が挙げられる。しかし、第3に、原則規定に比べて、製造物責任や不正競争・競争制限行為などの特別規定は準拠法決定のプロセスが複雑であり、準拠法の予測可能性を保障するというローマⅡ規則の立法思想が必ずしも一貫していない点も指摘できる⁽⁶¹⁾。

IV ローマII規則の評価

それでは、以上のようなローマII規則に対してはどのような評価がなされているのであろうか。国際私法理論におけるローマII規則の位置を確認するという観点から、若干の学者の見解をみることにしたい。

(1) 積極的評価 (Kozyris, Graziano)

ローマII規則は、ヨーロッパにおける契約外債務の準拠法一般に関する初めての統一的な国際私法ということもあって、個別規定の評価は別として、全体としては積極的な評価が多数といってよいと思われる。

中でも、とくに後述する Symeonides に対する反論という形で、ローマII規則を高く評価しているのが Kozyris⁽⁶²⁾である。Kozyrisは、「ローマII規則は、思慮ある抵触法アプローチを最後まで貫徹している」とし、とくに、アメリカのいわゆる抵触法革命の産物である「利益分析」や「実質法の内容に基づく法選択」の魅力と威嚇に負けることなく、原則規定と特別の称賛に値する組み合わせによって、伝統的な法選択システムを洗練させたと評価している⁽⁶³⁾。また、規則の前文においても、「法的安定性」、「予見可能性」といった考慮事由が繰り返し強調され、行為者と被害者の利益の合理的で公正な均衡が重視されているのに対して、「国家利益」への言及はなく、また「個別事件における正義」あるいは「柔軟性」といった価値については、唯一前文の14項で触れられているに過ぎないという点を特筆すべき事項として指摘している⁽⁶⁴⁾。結局、KozyrisがローマII規則を評価しているのは、アメリカの抵触法革命の諸理論を受容しなかったという点にあるといってよいであろう。

また、Grazianoは、「ローマII規則は、ヨーロッパの契約外責任法に、現代的でよく熟考された諸規定を提供する。それらの規定は、多大な法的安定性を生み出し、同時に法を適用する者に対して必要なだけの自由と柔軟性を委ねている」⁽⁶⁵⁾との総合的な評価を与えている。彼によれば、ローマII規則の規定の多くは、現在のヨーロッパの水準に合致しているだけでなく、当事者の法選択を認める14条や製造物責任に関する5条1項は革新的であるとされる⁽⁶⁶⁾。

von Hein も、「方法論的な観点からは、ローマⅡ規則は、古いもの——ヨーロッパの立法に根付いたサヴィニエ流の規定——と借り物——製造物責任の段階的連結——からなっているが、まったく新しい、ましてや革命的なアプローチを含んでいない」⁽⁶⁷⁾とした上で、古典的なサヴィニエ流の抵触法理論が時代遅れなものでないことをローマⅡ規則は印象的に想起させると積極的に評価している⁽⁶⁸⁾。

(2) 批判的評価 (Symeonides, de Boer)

このような積極的な評価に対して、「ローマⅡ規則は、現代ヨーロッパ抵触法がもつ豊富な法典化の経験と洗練という長所を利用する機会を逸した」⁽⁶⁹⁾という辛辣な批判を加えているのが Symeonides である。彼の国際私法理論は、アメリカの国際私法学者の中では比較的穏健なものであるが、そのような彼の立場から見ても、ローマⅡ規則は法的安定性を個別事件における正義の実現、そのための柔軟な法適用に優先させたものと写るようである。また、ローマⅡ規則が、伝統的な地理的・物理的な結び付きにもつぱら基礎を置く法選択ルールを採用していること、争点に応じた準拠法の選択を否認していることに対しても批判的である。たとえば、4条2項の共通常居所地法の優先適用について、そこで問題とされている争点が「損失の配分 (loss distribution)」であれば、その適用は正当化されるが、「行為の規制 (conduct regulation)」の場合には、むしろ行為が行われた場所との関わりが深く、この場合にも共通常居所地法を適用するのは適用範囲が広すぎると批判している⁽⁷⁰⁾。Symeonides の立場は、彼自身が認めているように、ローマⅡ規則よりもヨーロッパ国際私法グループの提案や欧州議会案に好意的であることは明らかである。

こうしたアメリカ流の国際私法の立場からの批判とは別に、ローマⅡ規則の規定に一貫性が認められないことを指摘するものとして、de Boer の批判がある⁽⁷¹⁾。彼は、ローマⅡ規則の起草過程から、ローマⅡ規則が、「統一性や予見可能性および法的安定性の要請といった考慮から、現代不法行為法の機能や公共の利益の保護、『弱者』に対する配慮にまで及ぶ、多種多様な考慮事由を基礎とすることになってしまっている」とする。その上で、現代の国際私法の特

色は方法論上の折衷主義といえるけれども、法選択の目的を定め、またその目的を達成するために最適な法選択の技法を選択するためには、一貫性が必要であるとし、ローマⅡ規則にはそうした一貫性に欠ける面があることを示唆している。したがって、たとえば、ローマⅡ規則の主要規定の基礎が「現代不法行為法の補償的な機能」にあるとするのであれば、「被害者と行為者間の公正なバランス」に重点を置くのではなく、むしろ「補償されるべき者」に焦点が当てられなければならないと厳しく断じている。

(3) 若干の考察

以上の論評だけからでも、現在の国際私法理論におけるローマⅡ規則の位置がおおよそ確認できるように思われる。以下では、わが国の議論とも対比しつつ若干の検討を行うことにしたい。

第1に、ローマⅡ規則は、全体として、事件ごとの個別的な妥当性よりも、準拠法の予測可能性と法的安定性を重視した、ヨーロッパの伝統的な国際私法の法選択方法を基本的に維持したものとなっている。この点は、その評価は相反するものの、KozyrisもSymeonidesも認めているところである。また、Grazianoやvon Heinにみられるように、ヨーロッパの学者の多くが、依然として、判決の国際的調和と準拠法の明確性を重視した伝統的な国際私法理論を支持していることも、その背景として注意しておく必要があるであろう。もっとも、ローマⅡ規則は、結果発生地法の適用に関して行為者側の予見可能性の要件を採用しなかったことや、共通常居所地法の優先適用を独立の規定としていることにみられるように、これまでのヨーロッパ諸国の国際私法に比べても、またわが国の通則法と比較しても、準拠法決定の明確性、法的安定性に重心を置いている。この点は、ローマⅡ規則が、EUにおける法統一を使命とし、各国裁判所によって統一的に運用されることをとくに重視したことによるものと思われる。しかし、先に述べたように、これらの規定は単純で明快であるが、一方で密接関連性の例外規定(4条3項)があることから、実際には、かえって例外規定が多用される可能性は否定できない。わが国の通則法20条はローマⅡ規則4条3項と類似の構造をもっていることから、同条の具体的な適用を今

後も注視することが必要であろう⁽⁷²⁾。

第2に、原則規定や製造物責任規定にみられるように、ローマII規則は、契約外債務の当事者に対して中立的な法選択規定を採用し、両者の利益バランスを重視している。この点は、実質不法行為法上の法政策を反映し、とくに被害者の実質的な保護に重点を置く、ドイツやスイス、イタリアなどの国際私立法とは異なる立場といえる。もっとも、環境損害に関する抵触規定では、被害者に損害発生地法と汚染原因発生地法との選択権が認められており(7条)、実質的な被害者保護が優先されている。ただし、この場合に被害者保護が重視されているのは、単に被害者の救済という面だけでなく、EU内における環境保護の水準を引き上げるという政策的な判断がある点には注意が必要である⁽⁷³⁾。また、このような実質法上の政策の考慮という点に関連しては、4条3項あるいは5条2項の密接関連性の例外規定の適用に当たって、実質法上の政策や準拠法の適用結果を考慮すべきか否かが問題となる。前述したように、欧州議会案が否定されたことにより、ローマII規則に関しては、このような事由は考慮されないとする見解が多数である⁽⁷⁴⁾。一方、通則法においても、共通居所の存在および附従的連結以外に、密接関連性の判断において考慮されるべき事由として何が認められるかは必ずしも明らかではない⁽⁷⁵⁾。この問題を考える上で、ローマII規則における議論は1つの参考となるものと思われる。

第3に、ローマII規則では、不法行為を含む契約外債務の準拠法について、当事者自治が広く認められている。選択の対象となる法の範囲について特別な制限はなく、また事業者間では事前の準拠法選択も許される。とくに事前の法選択については、事業者間で自由な交渉の下で合意されたのであれば、当事者の期待にも添い、法的安定性を高めるものとして肯定的に評価されているようである⁽⁷⁶⁾。また、わが国においても、立法論として、事前の法選択を許容することに賛成する見解もある⁽⁷⁷⁾。事前の法選択が実際にどのように機能するか、あるいは事前の法選択を認めることの実益については未だ不明確な点も少なくない。この点からも、EUにおけるローマII規則の今後の適用が注目される。一方、当事者自治の導入とともに、ローマII規則では、当事者による準拠法の選択によって排除することができない強行規定の問題が明文で規定されて

いる。すなわち、実質的に国内事件である場合（14条2項）およびEU域内事件の場合（同3項）には、当事者による法選択は当該の国およびEUの絶対的な強行規定の適用を排除することができない。また、不正競争および競争制限行為（6条4項）、知的財産権侵害（8条3項）については、当事者による法選択は適用されないとされている。その理由としては、これらの不法行為が公益性と密接な関連をもつことが挙げられている⁽⁷⁸⁾。わが国の通則法21条は不法行為について事後的な準拠法の選択を認めているが、これらの問題については明文の規定がなく、当事者による準拠法の選択がどこまで認められるかは必ずしも明らかではない⁽⁷⁹⁾。当事者自治の承認は、他方で利害関係国の強行法規の適用に重大な影響を及ぼすことを考えると、わが国の通則法についても、強行法規の適用という視点から、当事者自治の射程範囲を再度検討することがぜひとも必要であると思われる。

最後に、de Boerが指摘するように、ローマII規則の前文にはさまざまな理念が掲げられているが、それらの理念同士の関係は必ずしも明確ではなく、また具体的な規定がそれらの理念をどのように反映しているのかという点についても必ずしも一貫性が認められない。その結果、前文が各条文の解釈にどこまで反映されるのかは明らかでなく、また前文の理解によっては解釈の不一致が生じるおそれを否定できない⁽⁸⁰⁾。その意味では、ローマII規則による法統一の基盤は必ずしも安定したものではないともいうことができよう。もっとも、この点は、ローマII規則が構成国間の妥協の結果として成立したことを考えると、やむを得ない面があると思われる。むしろ、この点についても、構成国の裁判所や欧州裁判所におけるローマII規則の具体的な適用を今後も継続して観察していくことが重要であろう。

V おわりに

結局、EUの国際私法はどのような方向に進もうとしているのであろうか。「はじめに」で述べたように、これに対する答えを見いだすことは容易ではない。ここでは、いくつかの点を指摘し、今後の手がかりとしたい。

ローマII規則の立法経緯およびその具体的な規定の内容からみる限り、比較

的柔軟な抵触規定をもつ国から伝統的な国際私法理論を基礎とする諸国まで様々な国家が並存する EU の現状では、当面は法統一が優先され、予測可能性と法的安定性を重視した立法化が進められるものと思われる。ローマⅡ規則に関する欧州委員会と理事会の立場は、そのような配慮が強く働いたものといえよう。したがって、サヴィニー流の伝統的な国際私法理論が今後も EU の国際私法の基礎として維持されていくものと思われる。しかし、他方で、欧州議会における議論にみられるように、伝統的な国際私法理論から離脱しようとする動きは決して小さいものではない。法統一が現実に進んだ将来の姿を見通すことはできないが、1つの可能性として、法の均質化が進んだ連邦国家であるアメリカの国際私法のように、個別事件の具体的な解決が重視される方向に進むことも十分にありうる。

一方、現在の EU では、国際私法は、各国法の相違を許容する制度としての意味があると指摘されることがある。これは、EU 民法典編纂の動きに典型的に現れているように、実質法の統一の動きが急速に進んでいることとも関係している⁽⁸¹⁾。そうした EU 化の状況の中で、それぞれの構成国の固有の法文化や法伝統を保持したいとする考えも決して小さくないからである。このような意味で、国際私法と統一法との関係では、EU は新たな局面に入りつつあるのかもしれない。EU を超えてグローバルに法の統一が進むであろう将来、国際私法がどのような意味を持ち続けるのかを考える上においても、EU 国際私法の動向は今後も注目に値するといえよう。

<資料>

図1 ローマII規則の主要規定の変遷

| | 2003年委員会提案 | 2005年議案 | 2006年委員会修正案 | ローマII規則 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原則規定 | <p>第3条 1. 契約外債務の準拠法は、損害の原因となる事実が発生した国にかかわりなく、かつその事実の間接的な結果が生じた国ともかかわりなく、損害が発生した国又は発生するおそれのある国の法である。</p> | <p>第4条 1. 3条の意味における合意が存在せず、かつ本規則に別段の規定がないときは、不法行為から生じる契約外債務の準拠法は、損害の原因となる事実が発生した国にかかわりなく、かつその事実の間接的な結果が生じた国ともかかわりなく、損害が発生した国又は発生するおそれのある国の法である。</p> | <p>第5条 1. 第4条による選択が存在しないときは、契約外債務の準拠法は、損害の原因となる事実が発生した国にかかわりなく、かつその事実の間接的な結果が生じた国ともかかわりなく、損害が発生した国又は発生するおそれのある国の法である。</p> | <p>第4条 1. 本規則に別段の定めがない限り、不法行為から生じる契約外債務の準拠法は、損害原因事実が発生した国にかかわりなく、かつその事実の間接的な結果が生じた国ともかかわりなく、損害が発生した国の法である。</p> |
| | <p>2. 前項の規定にかかわらず、責任を問われている者と被害者の両者が、損害が発生した時に、同じ国に常居所を有した場合には、契約外債務はその国の法による。</p> | <p>2. 前項にかかわらず、交通事故から生じる人身損害の場合には、自動車保険指令を考慮して、受訴裁判所及び有責運転者の保険者は、損害賠償請求の種類決定および請求額の算定のために、被害者の常居所地の規定を適用する。ただし、そうすることが被害者にとって不公正な場</p> | <p>2. 前項の規定にかかわらず、責任を問われている者と被害者の両者が、損害が発生した時に、同じ国に常居所を有した場合には、契約外債務はその国の法による。</p> | <p>2. 前項の規定にかかわらず、責任を問われている者と被害者の両者が、損害が発生した時に、同じ国に常居所を有した場合には、その国の法が適用される。</p> |

| | | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>合はこの限りでない。責任に関しては、準拠法は事故発生地法である。</p> | | |
| <p>3. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、事件のすべての事情から、その契約外債務が別の国と明らかにより密接な関係があることが明らかでない場合には、その別の国の法が適用される。別の国との明らかにより密接な関係は、とくに、当該契約外債務に密接に関連した契約のように、当事者間にすでに存在する関係に基づいて認められる。</p> | <p>3. 第1項にかかわらず、かつ例外的に、事件のすべての事情から、その契約外債務が別の国と明らかにより密接な関係があることが明らかでない場合には、その別の国の法が適用される。契約外債務を別の国と明らかに関係づけるものとして考慮される要素には、次のものが含まれる。 (a)損失の分配及び行為能力に関しては、責任を問われている者と損失もしくは損害を被った者が同じ国に常居所を有しているという事実、又は責任を問われている者の常居所地国の関連する法と損失もしくは損害を被った者の常居所地国のそれとが実質的に同一であるという事実 (b)当事者間に、たとえば契約のよう</p> | <p>3. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、事件のすべての事情から、その契約外債務が別の国と明らかにより密接な関係があることが明らかでない場合には、その別の国の法が適用される。別の国との明らかにより密接な関係は、とくに、当該契約外債務に密接に関連した契約のように、当事者間にすでに存在する関係に基づいて認められる。別の国との明らかにより密接な関係の存在を確認するためには、とくに準拠法に関する当事者の期待が考慮される。</p> | <p>3. 事件のすべての事情から、不法行為が第1項又は第2項に定められた国とは別の国と明らかにより密接な関係があることが明らかでない場合は、その別の国の法が適用される。別の国との明らかにより密接な関係は、とくに、契約のように、当該不法行為に密接に関連した、当事者間にすでに存在する関係に基づいて認められる。</p> |

| | | | | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | <p>に、当該契約外債務と密接に関連する法的又は事実的な関係がすでにあること</p> <p>(c)安定性、予見可能性及び結果の統一性の必要</p> <p>(d)正当な期待の保護</p> <p>(e)適用される外国法の基礎にある政策及びその法を適用した結果</p> | | |
| | | <p>4. 準拠法の問題を解決するときは、受訴裁判所は、必要があれば、当該紛争の各争点をそれぞれ分析する。</p> | | |
| 製造物責任 | <p>第4条 欠陥のある製造物によって引き起こされた損害又は損害の危険から生じる契約外債務の準拠法は、被害者が常居所を有する国の法である。ただし、責任を問われている者が、当該製造物はその者の同意なくその国で市販されたことを証明できた場合には、責任を問われている者が常居所を有する</p> | <p>特則なし</p> | <p>第6条 欠陥のある製造物によって引き起こされた損害から生じる契約外債務の準拠法は、被害者が損害発生時に常居所を有する国の法である。ただし、責任を問われている者が、当該製造物はその者の同意なくその国で市販されたことを証明できた場合には、責任を問われている者が常居所を有する国の</p> | <p>第5条 1. 製造物によって引き起こされた損害から生じる契約外債務の準拠法は、次の法である。ただし、本条は、第4条第2項（原則規定）の適用を妨げない。 (a)その国で当該製造物が市販されていたときは、損害発生の際に、被害者が常居所を有した国の法。これに該当しないときは、 (b)その国で当該製</p> |

| | | | |
|--------------------------------------------------|--|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>国の法が準拠法となる。本条は、第3条第2項及び第3項（原則規定）の適用を妨げない。</p> | | <p>法が準拠法となる。本条は、第5条第2項及び第3項の適用を妨げない。</p> | <p>造物が市販されていたときは、当該製造物が取得された国の法。これに該当しないときは、(c)その国で当該製造物が市販されていたときは、損害が発生した国の法。ただし、責任を問われている者が、a号、b号又はc号で準拠法となる国において当該製造物もしくは同種の製造物が市販されることを合理的に見て見えないときは、その者が常居所を有する国の法が準拠法である。</p> |
| | | | <p>2. 事件のすべての事情から、不法行為が第1項に定められた国とは別の国と明らかにより密接な関係があることが明らかなる場合は、その別の国の法が適用される。別の国との明らかにより密接な関係は、とくに、契約のように、当該不法行為に密接に関連した、当事者間にすでに存在する関係に基づいて認められる。</p> |

| | | | | |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当事者による法選択 | <p>第10条 1. 当事者は、彼らの紛争が発生した後に合意することによって、第8条が適用される債務以外の契約外債務をその選択した法によらしめることを合意することができる。この選択は、明示的になされるか、又はその事件の事情により合理的な確実性をもって明らかにされなければならない。この選択は、第三者の権利に影響を及ぼさない。</p> | <p>第3条 1. 当事者は、彼らの紛争が発生した後に合意することによって、又は、平等の交渉力をもつ取引業者間に独立当事者間の取引関係がすでに存在するときは、紛争発生前に自由に交渉された合意によって、契約外債務を彼らの選択した法によらしめることができる。この選択は、明示的になされるか、又はその事件の事情により合理的な確実性をもって明らかにされなければならない。この選択は、第三者の権利および債務に影響を及ぼさず、第14条の意味における強行法規の適用を妨げない。</p> | <p>第4条 1. 当事者は、彼らの紛争が発生した後に合意することによって、契約外債務を彼らの選択した法によらしめることができる。この選択は、明示的になされるか、又はその事件の事情により合理的な確実性をもって明らかにされなければならない。この選択は、第三者の権利および債務に影響を及ぼさない。</p> | <p>第14条 1. 当事者は、次の方法によって、契約外債務をその選択した法によらしめることができる。 (a)損害原因事実発生後にされた合意によって、又は (b)すべての当事者が商業活動に従事しているときは、損害原因事実発生前に自由に交渉された合意によって。この選択は、明示的になされるか、又はその事件の事情により合理的な確実性をもって表明されなければならない。この選択は、第三者の権利に影響を及ぼさない。</p> |
| | <p>2. 損失を被った当時におけるその事案の他のすべての要素が、選択された法が属する国とは別のある国に位置するときは、当事者の選択は、契約によって排除</p> | <p>2. 当事者による法の選択は、雇用契約の当事者である被用者から、次の国の強行規定が彼に与えている保護を奪うこととはできない。 (a)被用者が契約を</p> | <p>2. すべての当事者が商業上の活動を行っているときは、損害を引き起こした事実の発生前においても、自由に交渉された合意によって、前項の合意をすること</p> | <p>2. 損害原因事実の発生当時にその事案に関連したすべての要素が、選択された法が属する国とは別の国に位置するときは、当事者の選択は、合意によって排除</p> |

| | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>することができないその国の法規の適用を妨げない。</p> | <p>履行するために通常労働している国 (b)被用者が一つの国のみにおいて通常労働していないときは、彼が雇用された営業所が所在する国の法 (c)当該契約が最も密接な関係をもつ国</p> | <p>ができる。</p> | <p>することができないその国の法規の適用を妨げない。</p> |
| <p>3. 当事者の準拠法の選択は、その事案の他の要素が、損失を被った当時、欧州共同体の構成国の一つに位置していたときは、共同体法の規定の適用を妨げない。</p> | <p>3. 損失もしくは損害を被った当時におけるその事案の他のすべての要素が、複数の構成国内にあるときは、当事者の準拠法の選択は共同体法の規定の適用を妨げない。</p> | <p>3. 損失を被った当時におけるその事案の他のすべての要素が、選択された法が属する国とは別のある国に位置するときは、当事者の選択は、契約によって排除することができないその国の法規（強行法規）の適用を妨げない。</p> | <p>3. 損害原因事実の発生当時にその事案に関連したすべての要素が、いずれかの構成国に位置するときは、当事者による構成国以外の国の法の選択は、法廷地である構成国において実施されるにふさわしく、合意によって排除することができない共同体法の規定の適用を妨げない。</p> |
| | | <p>4. 当事者の準拠法の選択は、その事案の他の要素が、損失を被った当時、欧州共同体の構成国の一つに位置していたときは、共同体法の規定の適用を妨げない。</p> | |

- (1) Regulation (EC) No 864/2007 of the European Parliament and of the Council of 11 July 2007 on the law applicable to non-contractual obligations (Rome II), OJ L 199/40 [31.7.2007].
- (2) Regulation (EC) No 593/2008 of the European Parliament and of the Council of 17 June 2008 on the law applicable to contractual obligations (Rome I), OJ L 177/6 [4.7.2008].
- (3) Council Regulation (EU) No 1259/2010 of 20 December 2010 implementing enhanced cooperation in the area of the law applicable to divorce and legal separation, OJ L 343/10 [29.12.2010]. リスボン条約に基づく現在の EU の法制では、渉外的な家族法に関する措置は理事会が制定するとされているため (EU の機能に関する条約 81 条 3 項)、ローマⅢ規則は、理事会規則の形式をとっている。また、この規則が対象とする離婚および別居に関する抵触規定についてすべての構成国の同意を得ることは困難と考えられたため、参加を表明した構成国のみを拘束する「緊密な協力 (enhanced cooperation)」に関する規則とされている。EU における「緊密な協力」に関しては、EU 条約 20 条および EU の機能に関する条約 326 条ないし 334 条参照。
- (4) ローマⅢ規則および相続規則以外にも、欧州委員会は、夫婦財産制、登録パートナーシップについて規則案を提案しているが、現在のところ未成立である。Proposal for a Council Regulation on jurisdiction, applicable law and the recognition and enforcement of decisions in matters of matrimonial property regimes, COM (2011) 126 [夫婦財産制]. Proposal for a Council Regulation on jurisdiction, applicable law and the recognition and enforcement of decisions regarding the property consequences of registered partnerships, COM (2011) 127 [登録パートナーシップ].
- (5) Regulation (EU) No 650/2012 of the European Parliament and of the Council of 4 July 2012 on jurisdiction, applicable law, recognition and enforcement of decisions and acceptance and enforcement of authentic instruments in matters of succession and on the creation of a European Certificate of Succession, OJ L 201/107 [27.7.2012].
- (6) ヨーロッパにおける国際私法の統一は、1968 年の「裁判管轄及び判決の承認・執行に関するブリュッセル条約」、1980 年の「契約債務の準拠法に関するローマ条約」にまで遡ることができるが、これらの統一法と近時の EU 法が決定的に異なる点は、従来の法統一が伝統的な国際条約の締結によって行われてきたのに対して、EU では、それまで国家の専権とされていた事項について EU への権限の委譲が認められ、EU 独自の法形成が可能となったことである。この点で、1999 年のアムステルダム条約は、国際私法に関する EU の立法権限に大きな変革をもたらしたといわれている。これは、それまで構成国に委ねられていた「民事における司法協力

(judicial cooperation in civil matters)」の分野が、同条約によって、EUの第一の柱とされる「共同体 (EC)」の管轄に移され、その分野に関する措置を講じる権限が共同体に認められたことによる (EC 条約 61 条 c 号)。国際私法の統一についても、「法の抵触に関して構成国で適用されるルール的一致を促進すること」として、明文でそうした措置の 1 つとされている (EC 条約 65 条 b 号)。このような EC の立法権限は、2009 年 12 月のリスボン条約の発効によって、その後 EU に引き継がれている (EU の機能に関する条約 81 条 1 項、2 項 c 号参照)。EU における国際私法の調和をめぐる事情について、詳しくは、中西康「アムステルダム条約後の EU における国際私法——欧州統合と国際私法についての予備的考察——」国際法外交雑誌 100 巻 4 号 31 頁以下 (2001 年) など参照。

- (7) 個別的には、倒産手続規則 (Council Regulation (EC) No 1346/2000 of 29 May 2000 on insolvency proceedings, OJ L 160/1 [30.6.2000]) 4 条や消費者契約に関する指令 (たとえば、1993 年の消費者契約内の不当条項に関する指令 (Council Directive 93/13/EEC of 5 April 1993 on unfair terms in consumer contracts, OJ L 95/29 [21.4.93]) 6 条 2 項など) 中に準拠法に関する規定が存在しているが、一定の法分野に関する包括的な国際私法規則としてはローマ II 規則が初めてのものであった。
- (8) ローマ II 規則の制定過程に関しては、A. Dickinson, *The Rome II Regulation: the Law Applicable to Non-Contractual Obligations*, Oxford 2008, pp. 23-61 (以下、Dickinson, *The Rome II* として引用する) 参照。また、わが国における紹介として、不破茂『不法行為準拠法と実質法の役割』(成文堂、2009 年) 257 頁以下、佐野寛「EU 国際私法における製造物責任の準拠法」岡山大学創立 60 周年記念論文集『法学と政治学の新たなる展開』(有斐閣、2010 年) 204-206 頁、出口耕自「ローマ II および通則法における名誉棄損」上智法学論集 54 巻 2 号 (2010 年) 5-9 頁参照。
- (9) 契約債務については引き続き作業が進められ、1980 年に「契約債務の準拠法に関する条約」が成立した。この間の経緯については、ローマ条約の公式報告書 (M. Giuliano/P. Lagarde, *Report on the Convention on the law applicable to contractual obligations*, OJ C 282, 1980, pp. 4-7) を参照。
- (10) A preliminary draft proposal for a Council Regulation on the law applicable to non-contractual obligations. 意見照会に対しては、政府機関、学界、各国の法律関係団体にとどまらず、金融、情報通信、放送・出版、広告、物流などの業界団体から多数の回答が寄せられた。Dickinson, *The Rome II*, pp. 39-40.
- (11) Proposal for a regulation of the European Parliament and the Council on the law applicable to non-contractual obligations ("Rome II"), COM (2003) 427. 委員会提案には、比較的

詳細な理由書 (Explanatory Memorandum) が付されており、ローマII規則の規定に関する立法者の意図を知るうえで有用である。以下、この理由書については、「委員会提案理由書」として引用する。なお、委員会提案については、佐野寛「契約外債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則 (ローマII) 案について」岡山大学法学会雑誌 54 巻 2 号 320 頁 (2004 年)、高杉直「ヨーロッパ共同体の契約外債務の準拠法に関する規則 (ローマII) 案について——不法行為の準拠法に関する立法論的検討——」国際法外交雑誌 103 巻 3 号 1 頁 (2004 年) 参照。

- (12) the law of the country in which the damage arises or is likely to arise. 「損害発生のおそれのある国」を明示しているのは、本規則が差し止め請求も対象とすることを明らかにする趣旨とされる。Explanatory Memorandum, p. 11.
- (13) たとえば、ドイツ民法施行法 [1999 年] 40 条 1 項、イタリア国際私法 [1995 年] 62 条 1 項など。
- (14) Explanatory Memorandum, p. 11.
- (15) Explanatory Memorandum, p. 12.
- (16) スイス国際私法 [1987 年] 133 条 1 項、ドイツ民法施行法 40 条 2 項、オランダ不法行為抵触法 [2001 年] 3 条 3 項など。
- (17) 1998 年 9 月、GEDIP は、ルクセンブルクで開催された年次大会で「契約外債務の準拠法に関するヨーロッパ条約案」(Proposal for a European Convention on the law applicable to non-contractual obligations) を採択し、同案は欧州理事会に伝達された。同案は、ローマ条約を補足し、同条約との調和を重視している点に特色を有していた。条約案については、M. Fallon, Proposition pour une convention européenne sur la loi applicable aux obligations non contractuelles, European Review of Private Law, Vol. 7, 1999, pp. 45-68 に条文とともに解説が掲載されている。
- (18) 委員会提案の前文第 6 項によれば、「原則規定では関連する利益間に合理的な均衡をとることができない特別な不法行為については、特別規定が定められるべき」であるとされ、本文にある類型の不法行為に関して特例が置かれている。
- (19) スイス国際私法 132 条、ドイツ民法施行法 42 条、オランダ不法行為抵触法 6 条など。Explanatory Memorandum, p. 22.
- (20) Position of the European Parliament adopted at first reading on 6 July 2005 with a view to the adoption of Regulation (EC) No .../2005 of the European Parliament and of the Council on the law applicable to non-contractual obligations ("Rome II"), OJ C 157 E/371 [6.7.2006].
- (21) 彼女は、議会案の rapporteur を務めたが、ローマII規則に関するあるシンポジウ

- ム の講演の中で、「契約外債務の分野に関しては既存の条約がなかったので、この任務はわくわくするものであった」と述懐している。D. Wallis, Introduction: Rome II – A Parliamentary Tale, in J. Ahen/W. Binchy ed., *The Rome II Regulations on the Law Applicable to Non-Contractual Obligations: A New International Litigation Regimes*, Nijhoff 2009, p. 1.
- (22) 抵触法第 2 リステイトメント (Restatement of Laws 2d., Conflict of Laws 2d.) 6 条 2 項は、準拠法選択に関して考慮すべき要素を列挙し、正当な期待の保護、法的安定性および予測可能性などとともに、実質法の基礎にある法目的を考慮要素として挙げている。抵触法第 2 リステイトメントの法選択方法論については、松岡博『国際私法における法選択規則構造論』(有斐閣, 1987 年) 2-54 頁参照。
- (23) First Reading Report of the EP JURI Committee on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on the law applicable to non-contractual obligations (“Rome II”), EP document A6-0211/2005 FINAL [27.6.2005], p. 38.
- (24) Ibid, pp. 19, 38.
- (25) 委員会提案と議会案の基礎にある国際私法理論が異なることについては、多くの論者が指摘している。たとえば、Dickinson, *The Rome II*, pp. 47-48, J. von Hein, *Something Old and Something Borrowed, but Nothing New? Rome II and the European Choice-of-Law Revolution*, 82 Tul. L. Rev. (2008) pp. 1685-1688.
- (26) Amended proposal for a European Parliament and Council Regulation on the law applicable to non-contractual obligations (“Rome II”), COM (2006) 83 final.
- (27) Ibid, p. 4.
- (28) Ibid, p. 5.
- (29) Ibid, p. 4.
- (30) Dickinson, *The Rome II*, p. 53.
- (31) Council document 9751/7/06 REV 7 ADD 1 [25.9.2006].
- (32) Dickinson, *The Rome II*, p. 54.
- (33) この間の経緯については、Dickinson, *The Rome II*, pp. 55-60 が詳しい。
- (34) D. Wallis, *The Future “Communitarization” of the Choice of Law Rules on Non-Contractual Obligations (the “Rome II” Regulation)*, in A. Malatesta, *The Unification of Choice of Law Rules on Torts and other Non-Contractual Obligations in Europe The “Rome II” Proposal*, CEDAM 2006, p. 4.
- (35) ローマ II 規則前文第 34 項参照。
- (36) たとえば、Dickinson は、4 条 2 項は、当事者の居住の共通性に重きを置き過ぎ

- ているとし、むしろ3項の考慮要素として構成された方がよかつたとする。Dickinson, *The Rome II*, p. 337.
- (37) 通則法では、共通常居所地はあくまでも例示であるから、他の事情を考慮した結果明らかにより密接な関係があるといえない場合には、原則どおり、結果発生地法が適用されることもあると解されている。小出邦夫編『逐条解説 法の適用に関する通則法』（商事法務、2009年）243頁（注7）。
- (38) Dickinson, *The Rome II*, p. 340, P. Huber, *Rome II Regulation*, Sellier 2011, p. 99. 委員会提案理由書でも、密接関係性の例外規定は、準拠法に関する予見可能性の問題があるので、あくまでも例外に止まらねばならない、とされていた。Explanatory Memorandum, p. 12.
- (39) Dickinson, *The Rome II*, p. 341. これに対して、4条1項では行為者側の予見可能性が考慮されていないことから、4条3項の例外条項で行為者の期待を考慮することができるとする見解もある。G. -P. Galliess, *Rome Regulations commentary on the European Rules of the Conflict of Laws*, Kluwer 2010, p. 423 [von Hein], H. J. Sonnenberger, *Münchener Kommentar zum BGB*, Bd. 10, 5. Aufl. Beck 2010, S. 1194 [Junker].
- (40) Dickinson, *The Rome II*, p. 341. また、4条3項はベター・ロウ (better-law) アプローチを認めたものではないとされる。Galliess, *supra* note 39, p. 423 [von Hein].
- (41) Dickinson, *The Rome II*, p. 342, Galliess, *supra* note 39, p. 423 [von Hein], Sonnenberger, *supra* note 39, S. 1192 [Junker], Dicey, Morris & Collines, *The Conflict of Laws*, 15th ed., Sweet & Maxwell 2012, p. 2214.
- (42) Dickinson, *The Rome II*, p. 343, Dicey, Morris & Collines, *supra* note 41, p. 2215, Huber, *supra* note 38, p. 100, Sonnenberger, *supra* note 39, S. 1195 [Junker].
- (43) Explanatory Memorandum, p. 13.
- (44) Huber, *supra* note 38, pp. 101-104, Galliess, *supra* note 39, p. 426 [von Hein].
- (45) ローマII規則の製造物責任規定について詳しくは、佐野・前掲注(8)203頁以下参照。
- (46) 9751/7/06 REV 7 ADD 1, p. 10 [25.09.2006].
- (47) ハーグ条約は、4つの連結点を結合させ、その組み合わせに順序をつけて準拠法を決定するという複雑な方法をとっており、ローマII規則はそれを改良することを企図していたが、結果的には、5条自体もかなり複雑な規定となっている。ハーグ条約の準拠法決定規定については、佐野寛「生産物責任の準拠法に関する一考察(1)」名古屋大学法政論集91号29-33頁(1982年)参照。
- (48) この点、委員会提案でも「市販要件」は規定されており、製造物責任と市場と

の関係が考慮されていた。Explanatory Memorandum, p. 14.

- (49) T. C. Hartley, *Choice of Law for Non-Contractual Liability: Selected Problems under the Rome II Regulation*, 57 ICLQ (2008) p. 904, von Hein, *supra* note 25, p. 1698.
- (50) Dickinson, *The Rome II*, p. 373, Dicey, Morris & Collines, *supra* note 41, p. 2222. また、5条1項第2文と同様に同種の製造物で足りるとする見解として、M. Illmer, *The New European Private International Law of Product Liability – Steering Through Troubled Waters*, *RabelsZ* Bd. 73 (2009), S. 295 f., Huber, *supra* note 38, p. 132.
- (51) Dicey, Morris & Collines, *supra* note 41, p. 2223 は、インターネットによる製品の宣伝も市販に含まれるとする。
- (52) Hartley, *supra* note 49, p. 905.
- (53) Dickinson, *The Rome II*, p. 385, Huber, *supra* note 38, p. 136.
- (54) S. C. Symeonides, *Rome II and Tort Conflicts: A Missed Opportunity*, 56 *Am. J. Com. L.* (2008), p. 207 は前者の立場を主張するのに対して、Dickinson, *The Rome II*, p. 377 は後者の見解をとっている。
- (55) Symeonides, *supra* note 54, p. 207.
- (56) T. K. Graziano, *Das auf außervertragliche Schuldverhältnisse anzuwendende Recht nach Inkrafttreten der Rom II-Verordnung*, 73 *RabelsZ* (2009), S. 43.
- (57) スイス国際私法 135 条 1 項は、被害者の選択により、生産業者の主たる営業所所在地法または生産物の取得地法が適用されるとしている。同様の立法は、イタリア国際私法 63 条（生産業者の主たる営業所所在地法または取得地法）でも採用されている。
- (58) Graziano, *supra* note 56, S. 39.
- (59) Dickinson, *The Rome II*, p. 552.
- (60) ローマ II 規則前文第 7 項が契約債務の準拠法に関する EU の諸規則との合致を掲げていることを根拠としている。Sonnenberger, *supra* note 39, S. 1298 [Junker].
- (61) Mankowski は、ローマ II 規則の製造物責任規定は複雑であり、全体として準拠法の予見可能性を損ない、それによって法的不安定を増すため、本来の目的である予見可能性の促進に反することになると批判を加えている。P. Mankowski, *Interessenpolitik und europäisches Kollisionsrecht*, *Nomos* 2011, S. 73.
- (62) P. J. Kozyris, *Rome II: Tort Conflicts on the Right Track! A Postscript to Symeon Symeonides' "Missed Opportunity"*, 56 *Am. J. Comp. L.* (2008), pp. 471 et seq.
- (63) *Ibid*, p. 480.
- (64) *Ibid*, p. 482.

(65) Graziano, *supra* note 56, S. 75.

(66) *Ibid*, S. 75.

(67) von Hein, *supra* note 25, p. 1704.

(68) *Ibid*, p. 1707.

(69) Symeonides, *supra* note 54, p. 173.

(70) *Ibid*, pp. 193–195.

(71) T. M. de Boer, Party Autonomy and its Limitations in the Rome II Regulation, 9 Yearbook of Private International Law (2007), p. 29.

(72) Symeonides は、原則規定によって準拠法として指定された法が「個別事件における公正な判断の必要性」(前文第14項)と矛盾する結果に至るときは、裁判所は例外則に訴えるべきであるとする。Symeonides, *supra* note 54, pp. 199–200.

(73) Explanatory Memorandum, p. 19.

(74) 不破茂「不法行為準拠法における実質法の機能——米国抵触法とローマIIの対比において——」国際私法年報13号131頁(2011年)は、「密接関連性のテストは、関連の単純な累積ではなく、当該不法行為分野における一般的政策と領域的関連との結び付きを考慮して質的に選択するものであるという解釈が可能であるかもしれない」とする。

(75) 共通常居所、附従的連結以外の例としては、当事者が複数存在し、当事者間での準拠法の一致を図る必要がある場合、あるいは結果発生地が複数国にまたがっており、その中心となる地が最密接関係地と解される場合が挙げられている程度である。櫻田嘉章＝道垣内正人編『注釈国際私法 第1巻』(有斐閣, 2011年) 506頁〔西谷祐子〕。

(76) Dickinson, The Rome II, p. 565. もっとも、Symeonides は、フランチャイズ契約やライセンス契約を例に挙げて、商業活動に従事する当事者間においても対等な関係にあるわけではないとし、事前の合意について慎重な立場をとっている。Symeonides, *supra* note 54, p. 216.

(77) 中野俊一郎「法適用通則法における不法行為の準拠法について」民商法雑誌135巻6号946–949頁(2007年)。

(78) 不正競争について、Dickinson, The Rome II, p. 426.

(79) 通則法の解釈については、櫻田＝道垣内編・前掲注(75)523–524頁〔竹下啓介〕参照。

(80) ローマII規則の解釈に当たっては、多くの論者が前文を参照しているが、その理解は必ずしも一致しているとはいえない。

- (81) EU における最近の契約法統一の動きに関しては、山田到史子「共通ヨーロッパ
売買法提案 (Proposal for a Common European Sales Law) の概要——1980 年国際動産
売買契約に関する国連条約との比較において」法と政治 63 巻 1 号 71 頁以下
(2012 年) 参照。

【付記】

本稿は、国際私法学会第 120 回大会 (2009 年 10 月 12 日開催) における著者の報告に加筆・修正を加えたものである。なお、本稿の執筆に当たっては、平成 23 年度科学研究費助成事業 (学術研究助成基金助成金 (基盤研究 (C))) 「EU 国際私法における不法行為準拠法決定過程の事例分析」の助成を受けた。